

グローバルCBPRシステムの稼働について

令和 6 年 4 月 10 日
個人情報保護委員会

1. グローバルCBPRフォーラムにおけるこれまでの取組

越境プライバシールール（CBPR : Cross-Border Privacy Rules）システムは、事業者の個人情報の保護に関して、第三者機関であるアカウントビリティ・エージェント（認証機関）が所定の個人情報保護要件への適合性を認証することで、当該事業者の個人情報の取扱いが信頼に値することを国際的に認証し、もって個人情報の越境流通を促進することを目的とする制度である（※1）。現状、APECの取組として実施されている。

（※1）提供元や提供先がAPEC CBPRシステムの認証を取得していることは、個人情報保護法第28条（外国における第三者への提供の制限）第1項における「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している」ことに該当し（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）4-1及び4-3）、これにより、本人の同意なく、APEC CBPR認証取得事業者による個人データの安全・円滑な越境流通が可能となっている。

CBPRシステムについて、APECの枠組みにとらわれず、世界中からの参加を可能とし、参加国・地域と認証取得事業者を拡大することを目的として、令和4年4月にグローバルCBPRフォーラム（以下、「フォーラム」という。）の設立に係る宣言が我が国を含むAPEC CBPRシステム参加国・地域により公表された。令和5年4月には、フォーラムの組織体制を定める運営規約（※2）等が公表され、公表を受けて、同年6月に英国が新規に準会員として参加し、フォーラムには、10の国・地域が参加している（※3。令和6年3月末時点）。

（※2）フォーラムの組織構造：意思決定機関である総会（議長：米国、副議長：シンガポール）のほか、参加を希望する国・地域の申請審査を担うメンバーシップ委員会、参加を希望する認証機関の申請審査等を行う認証機関委員会及び広報活動等の対外対応を行うコミュニケーション・ステークホルダー委員会を設置している。また、議決権を有する正会員に加え、正会員としての参加に向けた準備段階としての準会員の類型を創設している。

（※3）フォーラム参加国・地域：オーストラリア、カナダ、日本、韓国、メキシコ、フィリピン、シンガポール、台湾、米国（以上正会員）、英国（準会員）

同年10月には、フォーラムの下、プライバシー執行機関（PEA : Privacy Enforcement Authority）同士の越境協力の枠組みであり、CBPRシステムへの参加の前提となる「プライバシー執行のためのグローバル協力取決め」が公表され、当委員会を含むPEAの参加を得た。

また、フォーラムの設立に係る宣言の公表以来、APEC CBPR及びPRP (Privacy Recognition for Processors) システム (後者は処理者向け制度。我が国は不参加) に参加している認証機関及び認証取得事業者の円滑な移行を前提に、フォーラムにおいて運営される新たな企業認証制度 (グローバルCBPRシステム及びグローバルPRPシステム) の運用に必要な各基礎文書 (※4) の策定に係る議論を継続してきた。

(※4) 主な基礎文書の概要 :

(1) グローバルCBPRフレームワーク

フォーラム参加各国・地域における適切な個人情報保護を確保することで、それらの国・地域の間で自由に情報が越境流通できる環境を整えることを目的として、9つのプライバシー原則を含む、あるべき個人情報保護施策の内容と、その実装等について示したもの (令和5年4月公表済み)

(2) ポリシー、ルール及びガイドライン

グローバルCBPRシステム及びグローバルPRPシステムの運用規則 (認証機関による認証手続、PEAによる法執行等) を定めるとともに、これらのシステムと国内法の関係について明確化するもの

(3) 認証機関承認申請書

フォーラムによるグローバルCBPRシステム及びグローバルPRPシステムに係る認証機関としての承認を求める組織に必要なとされる基準及び申請手続を定めるもの

(4) プログラム要件及び受入質問票

認証機関が事業者の申請に基づきグローバルCBPRシステム又はグローバルPRPシステムの認証を付与するための個人情報保護要件に対する審査基準を定めるもの及びその補助文書

2. グローバルCBPRシステムの稼働及び今後の予定

公表済みのグローバルCBPRフレームワークを除く基礎文書は、フォーラム総会における最終合意を経て、本年4月21日の公表が予定されている。これら文書の公表により、フォーラムが設立された第一の目的であるグローバルCBPRシステム及びグローバルPRPシステムが確立され、新たな国際的企業認証制度の1つとして稼働することとなる。

稼働後においては、フォーラムによる認証機関の承認を経て、本年6月には同システムにおける認証機関による事業者の認証開始を目指している。これに加え、我が国を含むフォーラム会員による新たな国・地域の参加拡大に向けたアウトリーチ活動 (ワークショップの開催を含む) が進められるとともに、より多くの国・地域の参加を可能とするためのグローバルCBPRシステムに係る個人情報保護要件の見直しについてフォーラム総会において議論が行われる予定である。

(以上)